

## 保険証を正しく使いましょう

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんの診察を受けるときの受診券の役目を果たすものですから、大切に取り扱いましょう。

- ① **確認しましょう**  
記入もれ、記入間違いがないか確認しましょう。
- ② **勝手に訂正できません**  
もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで申し出てください。
- ③ **お医者さんにかかるとき**  
必ず保険証を病院・医院等の窓口へ提出しましょう。
- ④ **必ず手もとに保管**  
治療後は必ず保険証を返してもらいましょう。
- ⑤ **資格がなくなったら返す**  
会社に入ったり、他の市区町村へ転出するときは、必ず窓口へ届け出て、保険証を返してください。
- ⑥ **保険証は再交付されます**  
保険証を破損・紛失したときは窓口へ。
- ⑦ **遠隔地に住む人が出たとき**  
長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、窓口へ申し出ると、もう1枚の保険証が交付されます。

## 9月から保険証が"さくら色"に

国民健康保険の保険証が、9月1日から"さくら色"に切り替わります。

新しい保険証は、特別な場合を除き、8月25日から31日までの間に被保険者の各世帯主宛に郵送いたします。送付後は次の点に留意してください。

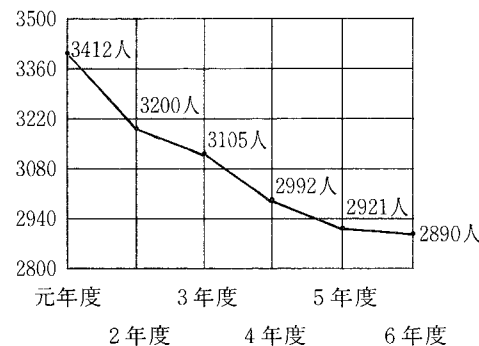
### ▶ 保険証の内容は必ず確認を!!

新しい保険証は、7月末日現在で作成します。その後、郵送する間近まで調整を行います。8月31日までの間に出産、死亡、転入、転出、社会保険などへの異動で手続きをされる人、また、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係（2番窓口）で訂正してから使用してください。

### ▶ 医療機関への提出忘れずに!!

現在、病院や医院に入院または通院中であって、9月1日以後も引き続き診療を受ける人は早めに病院や医院の受け付けに新しい保険証を提示してください。

## 国保加入者の推移



## 平成7年度の保険税率

		計 算 方 法
所得割		課税所得金額×8.31% (前年の所得-基礎控除)
資産割		固定資産税×29.58% (7年度の土地・家屋分)
均等割		加入者1人当たり×18,367円
平等割		1世帯当たり×23,647円

## 3期分以降の保険税は…

標記の税率によって本算定を行い、年税額を算出します。年税額から一期、二期の暫定税額を差し引いて、過不足を精算します。納めすぎの時は還付し、不足の時は、三期、四期、五期、六期に分けて納税する事になります。

← 4月に納付書配布 →      ← 8月に納付書配布 →

1 期 (4月)	2 期 (6月)	3 期 (8月)	4 期 (10月)	5 期 (12月)	6 期 (2月)
暫定徴収税額 (昨年の年税額× $\frac{1}{3}$ )		年税額-暫定徴収税額			
7 年 度 年 税 額					

# 国民健康保険税

本年度税率は据え置き

## 国保の加入状況

(7年6月30日現在)

加入世帯数 1,245世帯

加入者数 2,862人

うち 老人 762人

退職者 494人

もし、国保がなかったら、このように高額な医療費を、全額自己負担として支払わなければならない、肉体的・精神的苦痛だけでなく、経済的に大変苦しい状態となる事が予想されます。

病気やケガをした時に、安心して、お医者さんにかかれるよう、保険税を出し合い相互扶助するという事が、国保の目的なのです。

## もし、国保がなかったら

国保に加入しているAさんの場合、平成六年四月から、平成七年三月までに、自己負担した医療費は三六万円ですが、実際にかかった総医療費を計算すると一三二万円になり、残りの八五万円は、国保が支払っています。

又、Bさんの家庭(4人家族)は、同じく四月から三月までに医療費として、八五万円を支払いましたが、総医療費は二八三万円となり、残りの一九八万円は国保が支払っている事となります。尚、Bさんの家庭の保険税額は、一九万円でした。

平成7年度保険税の税率が昨年と同率に決まりました。この税率は、平成3年度からのもので、4年連続据え置きということになります。尚、課税限度額は、52万円となります。

## 国保に加入するとき やめるとき

- 加入するとき
  - (1) 他市町村から転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
  - (2) 職場の健康保険などをやめるとき
  - (3) 子どもが生まれたとき
  - (4) 生活保護をうけなくなったとき
- 加入の届け出が遅れると
 

国保に加入しなければならないのに届け出が遅れても、保険税はさかのぼって払わなければならないなりません。
- 国保をやめるとき
  - (1) 他市区町村へ転出したとき
  - (2) 職場の健康保険などへ入ったとき
  - (3) 死亡したとき
  - (4) 生活保護をうけはじめたとき
- やめる届け出が遅れると
 

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受ける人があります。このようなときは、国保で負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

## 国保の給付

### 1. 療養の給付

(医療費の7割または8割は国保が支払います)

みなさんが病気やケガをしたとき、国保を取扱う病院・診療所で、必要な治療が治るまで受けられます。そのときの医療費のうち、3割(退職者医療制度の該当者は2割または3割)を病院等の窓口へお支払いください。残りの7割(退職者医療制度の該当者は8割または7割)については国保が支払うことになっています。

### 2. 療養費の支給

(費用の一部が現金で戻ります)

右のような場合で、医療費を病院等の窓口へ支払ったときは、あとで必要な書類をそろえて国保担当窓口へ請求してください。国保で決められた基準額の7割(退職者医療制度の該当者は8割または7割)をお返しいたします。申請・請求書の用紙は、担当窓口にそろえてあります。

1	やむをえず保険証で治療を受けられなかったとき	請求に必要なもの
	緊急のときや、やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けた場合や、旅行先などで病気になり、国保を扱っていない病院等で治療を受けた場合の費用。	診療内容の明細書・領収書・印かん・保険証・申請請求書
2	看護の費用	請求に必要なもの
	入院しているときや、手術のあと、または、重病で付き添い看護を必要と保険医が認めた場合。ただし、基準看護の病院や、家族、友人、知人が付き添った場合の費用の請求はできません。	申請請求書・医師の意見書・付き添い人の証明・領収書・印かん・保険証
3	移送の費用	請求に必要なもの
	患者が歩行不能で医学的理由による転医等の場合。	申請請求書・医師の意見書・領収書・印かん・保険証

